



函 都 第 312 号
令 和 2 年 6 月 3 日

山 口 雅 之 様

函南町長 仁科 喜世志



令和 2 年 5 月 15 日 来庁時の質問及び要望への回答について

令和 2 年 5 月 15 日にいただいた質問及び要望についての回答は、別紙のとおりです。

記

回 答 別紙のとおり

担当 都市計画課
電話 979-8117

別紙

函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第9条第1項の規定にある「事業に係る法令の規定に基づく許認可等」（以下「許認可等」といいます。）の解釈に関しては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT法」といいます。）による認定及び国土利用計画法による届出を含まないという解釈をしております。

まず、FIT法については、申請から認定に至るまで町では知り得ないこと及び既にFIT法の認定を得ている案件が多数あることから、許認可等に含むのは妥当ではないという考えによるものです。

続いて、国土利用計画法については、土地の売買契約締結日以降に届出を行うものであることや、土地利用の目的が必ずしも明確になっていないこともあるため、許認可等には含まないという解釈をしております。

また、令和2年5月1日付け函都第282号の文書に対してご要望をいただいた、下田市、河津町、東伊豆町の太陽光発電に関する条例の解釈に関する件については、担当者が口頭で実施した照会に基づき、他市町の条例に係る解釈・運用を当町が文書にて公開することの影響を鑑み、改めて当該市町へ文書にて照会を実施しましたので、その内容については、別紙資料をご確認ください。



回答書

【東伊豆町】

<p>照 会 内 容</p>	<p>太陽光規制条例附則の経過措置における、同意を必要としない場合についてご教示ください。</p> <p>照会の主旨：附則のなかで、必要な法令の許認可を得ている者と規定がありますが、同意を必要としない場合は、必要な法令の許認可全てを得ている場合であるか、それとも、一つでも必要な法令の許認可を得ている場合であるかを確認させていただきたいです。</p>
<p>回 答</p>	<p>施行日前において、太陽光発電設備設置事業を実施するために必要な法令の規定による許認可については、全て得ている場合と解釈しています。</p>

東伊豆町

回答書

【河津町】

<p>照 会 内 容</p>	<p>太陽光規制条例附則の経過措置における、同意を必要としない場合についてご教示ください。</p> <p>照会の主旨：附則のなかで、必要な法令の許認可を得ている者と規定がありますが、同意を必要としない場合は、必要な法令の許認可全てを得ている場合であるか、それとも、一つでも必要な法令の許認可を得ている場合であるかを確認させていただきたいです。</p>
<p>回 答</p>	<p>経過措置にある、12条が適用されない場合とは、 事業を施工するために必要な法令の許認可をすべて得ている場合（※すべて得ることができる見込みがある場合も含む）となります。</p> <p>※同時進行で許認可を得ている場合等。</p>



回答書

【下田市】

<p>照 会 内 容</p>	<p>太陽光規制条例附則の経過措置における、同意を必要としない場合についてご教示ください。</p> <p>照会の主旨：附則のなかで、必要な法令の許認可を得ている者と規定がありますが、同意を必要としない場合は、必要な法令の許認可全てを得ている場合であるか、それとも、一つでも必要な法令の許認可を得ている場合であるかを確認させていただきたいです。</p>
<p>回 答</p>	<p>経過措置により同意を必要としない場合について、下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（以下「条例」という。）附則第3項に規定のとおり、「施行日前において、再生可能エネルギー発電事業を施行するために必要な法令の規定による許認可を得ている者であって、施行日の前日までに再生可能エネルギー発電設備の設置工事が完了していないもの」に対して、同項ただし書において「第12条、第13条、第16条第2項及び第19条第2項第2号の規定は適用しない。」としているため、これに該当する場合は、条例第12条第1項の「市長の同意」を要しないこととなります。</p> <p>また、必要な法令の許認可については、前述のとおり条例附則第3項で「再生可能エネルギー発電事業を施行するために必要な法令の規定による許認可を得ている者」としているため、当然に必要な法令の許認可全てを得ているものと解釈します。</p>

